

農場譲渡年金

— 農民の選択 —

Seppo Pietiläinen (フィンランド)

本稿には、農場の譲渡に対して農民に支給される年金の計画が示されている。

農場譲渡金制度が近い将来に実施されようとしている。農場譲渡年金は特殊な手段として実施されるが、それら特殊な手段は、農場面積の増加や余剰農産物問題の処理のような農業政策の新しい役割を担当させようという試みである。

農場閉鎖年金法に加えて、若い農民の農場譲渡補償にかんする別な法律が通過されるであろう。この法律による補償は一時金で支払われる筈である。

農場譲渡年金は次の場合に支給を認められる。つまり、それらの条件は、(1) 申請者が農民として5年以上働らき、かつ、農場で生活してきた場合、(2) 農業以外の活動から得た所得がある定められた限度であった場合、(3) 当人の年齢が55歳以上である場合（この条件は、夫が農場譲渡年金に支給資格を取得している場合に、その妻には適用されない）、また、(4) 農場は農場譲渡年金法が通過してから3年以内に売却されなければならないということである。制度は前以てその結果を決定できないので、ある所定の期間だけ実施される。農民は当人が1ヘクタール以上を耕作する農地を2ヘクタール以上所有している場合、制度でカバーされる。農場の全部を売却しなければならないが、申請者は

小さな庭園をもつ農家を所有することができる。もし申請者が数カ所に農場をもっている場合、かれはそれらのすべてを売却しなければならない。農場はある条件にもとづいて——政府以外の購入者にも売却できることになっており、たとえば、より広い農場を必要とする個人に売ることができる。農場譲渡年金は全額もしくは減額で支払われる。減額年金は65歳に達したか、あるいは、国民年金法により廃疾年金か失業年金を受給している農民に支払われる。完全年金は5ヘクタールまで1ヘクタール当り65マルカで、5ヘクタール以上の農民に、これを超過する1ヘクタール当り15マルカである。多くても、15ヘクタールまでが考慮される。受給者が2人の場合、合計された年金は50%を増額された金額で、3人以上の場合、100%を増額される。減額年金は国民年金法と農民年金法によって支払われる年金の合計額と等しい金額を、完全な農場譲渡年金から差引いて計算される。農場譲渡年金は課税の対象となり、生計費指数にリンクされている。

農場譲渡年金の費用はすべて政府が調達するであろう。農場の譲渡が65歳以前に行なわれた場合、農民は一時金のある拠出を支払わなければならない。その拠出は当人の年齢と農場の面積によって決められる。基本的な拠出は1ヘクタール当り年額20マルカである。たとえば、10ヘクタールの農場を売ろうとする60歳の申請者は、1,000マルカ（つまり、5年×10ヘクタール×20マルカ）を拠出しなければならない。

農場譲渡年金制度は農業部門の省庁と農民年金公社によって管理・運営されるであろう。前者は土地利用の調整に、また、後者は年金の支払いにそれぞれ責任をもっている。年金問題に対する苦情処理機関は、年金委員会と保険裁判所が担当するであろう。

1972, pp. 21-24; No. 47, 72/73.

以上6編の「ISSA海外論文要約より」は、社会保障研究所の要請に
 対するISSAのAdvisory Committee—1967年10月—による了解に
 もとづき、Social Security Abstractsより採用した。

(平石長久 社会保障研究所)



社会保障こぼれ話

社会保障制度の改正

(オーストラリア)

この国では、1978年10月に、社会保障制度を改正する法律が制定された。この改正は年金、家族手当、出産給付など色いろな分野で行われた。たとえば、年金制度では自動的調整の時期と方法、70歳以上に対する老齢年金の所得調査、両親を喪失した遺児の年金などを含んでいる。これらのうち、年金額の自動的調整は、従来、消費者物価指数の変化を利用して、毎年5月と11月に実施されていたが、改正により、今後、毎年11月に1回だけ修正することになった。改正後、最初に年金を修正するのは、1979年11月である。

家族手当の改正では、給付は週額で示していたのに、改正により、月額で示されることになった。

出産給付では、両親の給付を採用し、従来の母親だけを対象とする出産給付は、1978年11月1日以後の出産について廃止された。

なお、1978年11月から、一部の給付を除き、大部分の給付は支給額を若干ずつ引上げられた。

ISSA, Asian News Sheet, Vol. LX, No. 3, July, 1979,
 pp. 6~9 (New Delhi).

(平石 長久 社会保障研究所)